

2020年1月21日

東芝機械株式会社
取締役会御中

株式会社オフィスサポート
代表取締役 池田 龍哉

拝啓

時下益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

既にご連絡申し上げたとおり、本日付けで貴社普通株式に対する公開買付けを開始いたしました。詳しい内容は、公開買付届出書（以下「届出書」といいます。）をご覧ください。

さて、昨日（1月20日）付けで「ご面談の要望について」と題する書簡（以下「書簡」といいます。）をいただきましたので、その内容についてご連絡申し上げます。

まず、貴社は、弊社との間で真摯に対応してきたと書かれていますが、客観的な事実経過は届出書に記載させていただいたとおりであり、面談を拒絶されるなど、真摯なご対応であるとは到底評価できるものではありません。

次に、貴社は、書簡にて「2020年1月以降、貴社は、当社に対して、秘密保持契約を締結した上で、当社が貴社に対して機密情報を開示することも含めて、当社の中期経営計画の見直しに貴社を関与させることを執拗に要求されました。」と記載されました。自社の株主からの協議の申入れについて「執拗に」と形容されるのは如何なものかと思いますが、それを措くとしても、秘密保持契約の締結は、金融商品取引法27条の36第1項ただし書きに基づいて貴社のフェア・ディスクロージャー・ルールによる公表義務を免除するためのものであり、貴社のお立場を配慮したものです。貴社のフェア・ディスクロージャー・ルールに対するご理解が不十分なことが原因かも知れませんが、貴社のお立場を配慮したお申し出について貴社がこのような言い方で批判されるというのは、誠に残念です。

株式会社ニューフレアテクノロジー（以下「ニューフレア」といいます。）の株式についての貴社見解は独自のものであり、賛同できません。貴社がニューフレア並びに株式会社東芝及び東芝デバイス&ストレージ株式会社に対して自己株式取得の公開買付けスキームを求めることは何ら問題なく、そうすべきであったと考えます。

貴社は、書簡にて「本公開買付けに関しては、同月13日及び16日付の当社宛のメール連絡を含めても、公表及び開始時期、公開買付価格の目安並びに実施者が貴社の子会社を予定していることを一方的に示されたのみであり、それ以外には、本公開買付けの目的、買付けを予定する株式数、公開買付価格の根拠等を含め、本公開買付けに関する何らの説明もなく」と書かれています。しかしながら、届出書に記載したとおり、弊社は、貴社に対し、本年1月10日に貴社に本公開買付けの意向を伝達した際も、またその後も、数度にわたって協議の機会を設ける用意がある旨のご連絡を差し上げましたが、貴社に依じていただかず、また、貴社が1月17日に買収防衛策を突如として公表されるまでの間、貴社から「本公開買付けの目的、買付けを予定する株式数、公開買付価格の根拠等」を尋ねられたことは一度もありませんで

した。このような事実経過であるにもかかわらず、上記のような記述をされるというのは、株主その他のステークホルダーに対する適正な開示という点でかなり問題だと思いますが、いかがでしょうか。

貴社との面談や書簡での協議・意見交換を拒むものではありませんが、貴社は、昨年（2019年）5月16日に買収防衛策を廃止する旨のリリース（以下「廃止リリース」といいます。）において「当社株式の大量買付行為を行なおうとする者に対しては、大量買付行為の是非を株主の皆様が適切に判断するための必要かつ十分な情報の提供を求め、あわせて取締役会の意見等を開示し、株主の皆様が検討するために必要な時間の確保に努める等、金融商品取引法、会社法その他関連法令に基づき、適切な措置を講じてまいります。」と書かれています。

そうであれば、書かれているように、まずは金融商品取引法に基づいて意見表明報告書にご質問を記載いただき、それに対して弊社が同法に基づく対質問回答報告書の提出により回答するというのが筋だと思います。

最後に貴社の買収防衛策についての本年1月17日付けリリース（以下「防衛策リリース」といいます。）について、申し上げます。

まず、買収防衛策リリースによる買収防衛策の導入は、廃止リリースに書かれているように約半年前に株主等の意向により廃止した買収防衛策を、貴社取締役会が「有事」という名目で株主の意思に反して実質的に復活させるものであり、貴社取締役の方々の保身を目的とするものと評価せざるを得ず、到底許されるものではありません。

また、2019年11月22日に貴社代表取締役副社長である坂元様とご面談させていただいた際、弊社から、弊社グループが貴社株式を買い増すことについて異議がないか確認をさせて頂いたところ、坂元様からは、対象者株式を買い増すことについて異議はなく、できるだけ長期に保有して経営を支援してほしいとのご回答がありました。にもかかわらず、貴社が買収防衛策を復活させ、株主価値向上を企図した弊社による貴社株式の取得を不当に阻止しようとしていることは、前言を翻すものであって極めて不誠実であると考えております。

加えて、防衛策リリースは、弊社の公開買付けについて弊社の公表前に開示したという点で大きな問題がありました。前記のとおり貴社は弊社に対して公開買付けの具体的な内容についてお尋ねにならず、防衛策リリースでは公開買付け価格も買付予定株数も記載されていませんでした。このような開示がなされれば、市場参加者は、具体的な判断根拠を与えられず、大きな混乱に陥ることになります。実際、防衛策リリース直後の1月20日には貴社株価が急騰し、公開買付けが開始されて公開買付けの内容が具体的に判明した1月21日には貴社株価が急落するという事態となりました。このような乱高下により大勢の市場参加者が損失を被ったと思われませんが、これは貴社による上記のような開示が原因です。貴社としては、弊社による公開買付けの公表までは買収防衛策についてのみ開示するという選択も可能だったはずです。しかるに、貴社取締役の方々の保身を優先したためか、市場参加者に対する配慮を全く欠いた形で公開買付けについて漫然と不十分な開示を行って市場参加者に大きな損害を与えてしまいました。貴社は、この責任についてどのようにお考えなのか、お聞きしたいと存じます。

以上、ご連絡申し上げます。

敬具